

第107表 文政13年(天保元)7月8日・17日の風雨による被害

村名	被害場所	8日の被害	17日の被害	被害合計
大橋	御蔵上行司堀土手半崩 1カ所		65間	65間
〃	同所下土手腹落 1カ所		12	12
〃	大新地行司川筋土手半崩 2カ所	120間	58	160
〃	沖新地行事川筋土手半崩 1カ所	52	20	72
〃	沖新地東の角土手腹落 1カ所	26	14	40
〃	沖新地中土手半崩 1カ所		7	7
〃	川嶋土手腹落1カ所	16	54	70
〃	浜崎土手腹落1カ所		34	34
〃	浜崎大野井道土手半崩 1カ所		8	8
国分	塚田石垣腹落1カ所	17	32	49
矢富	車田土手切 1カ所	14		14
上坂	中そら石垣腹落 1カ所	17	13	30
大橋	本田32町 6 反程、新地14町 8 反程冠水			47町4反
	居家本軒			1軒
国作	居家半軒			1軒
竹並	居家半軒			1軒

〔「国作手永大庄屋日記」から〕

六 嘉永三年の風水害と同六年の旱魃

六月一日の洪水

嘉永三年（二八五〇）には、六月の洪水、七月・八月の風水害による災害を受けた年であった。六月の洪水は、「国作手永大庄屋日記」に「昨朔日（六月一日）早朝より降雨仕

り候所、夕七ツ（午後四時）過ぎより格別はげしく強雨に罷成り、暫時の間水勢相増、田方など惣水押し「村々田地水押し、溝手、道橋破損の儀は数ヶ所」と被害の模様を記してある。

洪水による被害は、居家の倒壊八軒、半壊五〇軒、土手の決壊は八カ所で二四〇間に及んだ。

七月十一日・八 六月の洪水で被害を出した後も、七月十一日と八月七日の二度にわたって、風水害の被害を受けた。「長井手永大庄屋日記」には、七月と八月の風水害の模様を次のとおり記してある。

（七月）十一日、雨天、九ツ（午後十二時）過ぎより大風、九ツ時分（正午ごろ）東風強く、八ツ時分（午後二時ごろ）鎮り候

（八月）七日、雨天大風、四ツ時分（午前十時ごろ）より東大風、七ツ時分（午後四時ごろ）まで、それより追々西に相成、夜五ツ（午後八時）までもつてのほかはげし、洪水にて土手崩れ溢れる

両度の風水害を被ったのであるが、被害は八月の風水害が大であったようである。「国作手永大庄屋日記」に、風水害の状況を「先月より両度の大風に付き、寺社、百姓家ならびに厩（うまや）・稲家本転半転数百軒、道橋までも大破におよび、所により通路も相成り兼ね申し候」「此間より両度の大風洪水に付ては、田島とにも不毛上、なおまた転家も大造出来仕り（中略）難儀百姓の居家過半転家に罷成り」と、甚大な被害を出していることを記してある（第108表参照）。

八月七日の大風によって、錦原（大字豊津）で居家の倒壊によって死傷者が出た。風が西風に変わった暮れごろ、錦原の伝右衛門の居家が強風によって倒壊した。逃げ遅れた伝右衛門は、居家の下敷きになって即

死、娘のしのが怪我をする惨事が起きている。

風水害の復興

豊津町域の過半を占める国作手永は、居家の倒壊九八軒、半壊一五二軒の被害と、仲津郡で最も被害の大きかった地域である。災害復旧のために、仲津郡大庄屋は連名で、「竹木の買入れなども自力におよびがたく、この節、倒木の分そのまま一統へ仰せ付けられ候はば、混納場建方、破損家取繕の足し木にも仕り度」と、破損家屋などの復旧に、倒木の無償給付と、資金の貸与を願いだした。役所では、願いを聞き入れ、倒木の無償給与と、復興資金を居家倒壊の者へ一軒に五〇目ずつ、半倒壊の者へ二〇目ずつを貸し与えて復興に当たらせた。

穀類の他所持ち出しの禁止

嘉永三年は、六月の洪水、七月・八月の風水害と天候不順が原因で、田畠にも多大の被害を出した(第82回参照)。このため、稲の作柄は「当年数度天変これあり、格外の不作」

(「国作手永大庄屋日記」となった。同年の年貢引き高は、企救郡八一四九石余、田川郡一万三九六八石余、京都郡七五七六石余、仲津郡九七二九石余、築城郡五七五三石余、上毛郡四〇四二石余、御領分一六五一石余で、合計五万〇八七二石余の年貢引き高が生じ、藩の年貢取納高は四万八六二八石余となり、年貢取納率は約四九%に過ぎなかった(「豊前市史」上巻)。これは、稲作においては、文政十一年の風水害のときを上回る

第108表 嘉永3年の風水害による仲津郡の被害

被害 手永	本居		半居		倒木 本
	家	軒	家	軒	
元永	41	軒	104	軒	386
国作	98		152		196
長井	54		73		301
節丸	39		53		34
平嶋	57		104		224
合計	289		486		1139

(「国作手永大庄屋日記」から)

災害の年であった。

稲作の凶作は、穀類の他所への持ち出しを厳しく禁止した。郡界、山野、海岸に接した村々では、昼夜取り締まりをして、穀類の流出を監視した。そして、持ち出しを見つけ、押さえ取った者には、その場で半高を褒賞として与えるなど、嚴重な取り締まりをした。

嘉永六年の早魃

嘉永六年（一八五三）五月十

八日の洪水によって、川筋土手、池土手決壊の被害を出した後、同月二十三日の雨上がりの後晴天となり、六月、七月は雨無しの日が続ぎ、八月二日に降雨のあるまで六八日間日照りが続いた（『国作手永大庄屋日記』）。この間、六月に一度、七月に一度夕立があっただけで、田畠はカラカラに乾燥して、白干（土が乾燥して白くなること）・黒干の早魃となった。『中村平左衛門日記』（抄出）には、「麦作不出来、秋作早魃、御



第82図 被害田見回りの図（『孝義旌表録略伝』豊津高校所蔵から）

引米九千石、無利十ヶ年賦拝借式千四百石也、今年旱損未曾有の事也」とあり、麦作が不熟の上、秋作は早魃による不作の年であった。しかし、田地により豊凶があつたよう、水のある坪は上作」の豊熟であり、新地など水の便の悪い田では、「旱損の坪多し」である。田地によつて豊凶の差が甚だしく生じた年であつた。灌漑用水路が整備されていれば豊作となる年であつたが、治水の遅れが原因で起きた災害で、不作の年となつた(第109表参照)。

第109表 嘉永6年早魃による被害

被害 村名	白干	黒干
	町反畝	町反畝
綾野	383	400
下原	230	310
皆見	420 (160)	517 (100)
有久	110 (160)	95 (120)
徳政	0	152
国分	2405 (364)	0 (0)
国作	242	247
惣社	230	68
田中	253	220

() 内新地

(「国作手永大庄屋日記」から)